札幌市中小企業融資制度の金利等の運用方針

1 基準金利

札幌市中小企業融資制度における基準金利は、道内に本店を有する地方銀行における新長期プライムレート(3年を超えるもののうち最も低いレートのもの)のうち、前年度の12月1日時点において最も低い利率をもとに決定する。

2 各資金の融資利率

下記の区分ごとに積算した融資利率の小数点以下第2位を四捨五入して得た率とする。

(1) 一般中小企業振興資金

ア 産業振興資金

基準金利から0.5%減ずる。ただし、「短期サポート特別枠」は基準金利から0.8%減ずる。

イ 札幌みらい資金

基準金利から1.0%減ずる。

ウ 小規模事業資金

基準金利から1.5%減ずる。

エ 小口資金

基準金利から1.2%減ずる。

オ 景気対策支援資金(「原油・原材料高騰等対策特別枠」を含む) 融資期間が5年以内の場合は基準金利から1.2%、10年以内の場合は1.0%減ずる。

(2) 特別資金

ア 事業革新支援資金

基準金利から1.5%減ずる。

イ 大型設備投資支援資金

基準金利から1.4%減ずる。

ウ 創業・雇用創出支援資金 基準金利から1.4%減ずる。

エ カーボンニュートラル推進資金 基準金利から1.5%減ずる。

3 預託

(1) 預託方法

原則として預金保険法(昭和46年法律第34号)第51条の2第1項に定める決済用 預金に預託する。

(2) 預託利率

原則として0.00%とする。

(3) 実収利回り

別表1に定める実収利回り表によるものとする。

(4) 協調倍率

下記の計算式により算出し、小数点以下第3位を四捨五入する。 協調倍率 = (実収利回り-預託利率)÷(実収利回り-融資利率) ただし、(旧)元気がんばれ資金に係る協調倍率は1.00とする。

(5) 預託金額

下記の計算式により算出し、10万円未満は切り捨てする。

預託額 = 融資残高÷協調倍率

4 改定時期

- (1) 定期改定 原則として毎年4月1日に行うこととする。
- (2) 臨時改定 経済観光局長は、急激に金融情勢が変動した場合などに、必要に応じて改定を行うことができる。
- 5 運用条件一覧表 上記の規定に基づいた運用条件一覧表は別表2及び別表3のとおりとする。
- 6 その他 この運用方針により難い事態が生じた場合はその都度、財政部と協議するものとす る。

実収利回り表

資 金 名	区分	実収利回り		
一般中小企業振興資金				
産業振興資金 産業振興資金「短期サポート 特別枠」 札幌みらい資金 小規模事業資金	普通銀行	基準金利		
小口資金 景気対策支援資金 景気対策支援資金「原油・原材料高騰等対策特別枠」 (旧)原油高騰緊急対策資金 (旧)原油・原材料価格高騰 緊急対策おうえん資金 (旧)経営支援特別資金	信用金庫	基準金利 + 0.50%		
(旧) 東日本大震災復興支援資金 (旧) 新型コロナウイルス対応支援資金 (旧) 新型コロナウイルス緊急資金 (旧) 新型コロナ資金サポート資金 (旧) 経営力強化支援資金 (旧) 伴走型経営改善資金	信用組合	基準金利 + 1.30%		
特別資金	普通銀行	基準金利 + 1.00%		
	信用金庫	基準金利 + 1.50%		
	信用組合	基準金利 + 2.30%		

[※] 上表中「区分」における信用金庫には、商工組合中央金庫を含める。

運用条件一覧表

	基準金利	2.875%					
	資 金 名	区 分	融資利率	協調倍率	預託利率	実収利回り	備考
	産業振興資金	普通銀行		6.05		2.875%	
		信用金庫	2.40%	3.46	0.00%	3. 375%	
		信用組合		2.35		4. 175%	
	短期サポート特別枠	普通銀行		3.71		2.875%	
		信用金庫	2. 10%	2.65	0.00%	3. 375%	
一 般		信用組合		2.01		4. 175%	
中中	札幌みらい資金	普通銀行		2.95		2.875%	
小企業振		信用金庫	1.90%	2. 29	0.00%	3. 375%	
		信用組合		1.84		4. 175%	
	小規模事業資金	普通銀行		1. 95		2.875%	
		信用金庫	1.40%	1.71	0.00%	3.375%	
興		信用組合		1. 5		4. 175%	
資	小口資金	普通銀行	1.70%	2.45	0.00%	2.875%	
金		信用金庫		2.01		3. 375%	
		信用組合		1.69		4. 175%	
	景気対策支援資金 景気対策支援資金「原油・原材 料高騰等対策特別枠」	普通銀行	1.70%	2.45	0.00%	2.875%	
		信用金庫	1.90%	2.01		3. 375%	
		信用組合		1.69		4. 175%	
特	事業革新支援資金 カーボンニュートラル推進資金	普通銀行		1.57		3.875%	
別資		信用金庫	1.40%	1. 47	0.00%	4. 375%	
		信用組合		1. 37		5. 175%	
金	大型設備投資支援資金 創業・雇用創出支援資金	普通銀行		1.63		3.875%	
		信用金庫	1.50%	1. 52	0.00%	4. 375%	
		信用組合		1.41		5. 175%	

[※]産業振興資金には、平成19年3月31日までに実行した運転資金(普通資金・短期資金)及び設備資金を含める。

[※]景気対策支援資金には、平成23年3月31日までに実行した景気対策緊急支援資金を含める。

別表3

運用条件一覧表

	資 金 名	区分	融資利率	協調倍率
一般中	(旧)新型コロナ対応サポート資金 (旧)新型コロナウイルス緊急資金	普通銀行		1.68
		信用金庫	1.00%	1.51
小企		信用組合		1.36
業振興資金	(旧)経営力強化支援資金	普通銀行	1. 30%	2. 11
		信用金庫		1.78
		信用組合		1.53
特別資金	(旧) 商店街活性化資金 (旧) 物流振興資金 (旧) 工業振興資金 (旧) 観光関連施設整備資金	普通銀行		1.46
		信用金庫	1.10%	1.38
		信用組合		1.30

^{※(}旧)元気がんばれ資金に係る協調倍率は1.00とする。

	平成 2年	4月 201	∃
4元			
改正		11月 29日	
改正		4月 241	∃
改正	平成 3年	6月 281	∃
改正	平成 4年	8月 261	3
改正	平成 5年		
改正	平成 5年		
改正	平成 5年	4月 301	3
改正	平成 5年	8月 261	3
改正	平成 5年	10月 28日	3
改正		11月 22日	
改正	平成 7年		
改正	平成 7年	10月 201	3
改正	平成 8年	2月 221	3
改正	平成 9年	2月 31	3
改正	平成 9年		
改正	平成 9年		
改正	平成 9年	12月 3日	3
改正	平成 10年	2月 131	∃
改正	平成 11年		
改正	平成 11年		
改正	平成 11年		
改正	平成 12年	3月 311	∃
改正	平成 13年	3月 81	∃
改正	平成 14年		
改正	平成 17年		
改正	平成 18年		
改正	平成 19年	4月 11	3
改正	平成 20年	10月 141	∃
改正	平成 20年	11月 25日	3
改正	平成 21年	4月 11	
改正	平成 21年		
改正	平成 22年		Ⅎ
改正	平成 23年	4月 11	3
改正	平成 23年	4月 251	3
改正	平成 24年		
改正	平成 25年		
改正	平成 26年	4月 11	Ⅎ
改正	平成 27年	8月 61	3
改正	平成 28年	4月 11	3
改正	令和 2年	2月 101	
改正	令和 2年		
改正	令和 3年		
改正	令和 3年	6月 21	3
改正	令和 3年	12月 3日	3
改正	令和 4年	4月 1	
<u> </u>	13 7H TT	1/1 11	-

改正	令和	4年 8月	2 日
改正		5年 2月	, and the second
改正		5年 4月	
改正改正		6年 4月	1日
I		, , ,	,
改正		7年 4月	1日
改正	令和	7年 12月	1日